

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年6月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2300004 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2300016 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成6年3月31日から平成7年4月1日に訂正し、平成6年3月から同年9月までの標準報酬月額を34万円、同年10月から平成7年3月までの標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

平成6年3月31日から平成7年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成6年3月31日から平成7年4月1日まで

年金記録によると、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成6年3月31日とされているが、その後も同社に継続して勤務していたので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者であったと記録し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社に係る雇用保険の加入記録及び給料台帳により、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、当初、平成7年3月7日付けで同日と記録され、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（以下「全喪日」という。）も同日と記録されていたが、その後、同年3月31日付けで、請求者の資格喪失年月日は、平成6年10月1日の定時決定を取り消した上で、同年3月31日に遡って訂正する処理が行われている。

また、オンライン記録により、当初、平成6年3月31日より後の日をA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日として記録されていた者が、請求者の他に14人確認できるところ、このうち13人について、請求者と同様に平成7年3月31日付けで、資格喪失年月日を平成6年3月31日に遡り訂正する処理が行われ、他の一人については、厚生年金保険の被保険者記録（資格取得年月日及び資格喪失年月日）を取り消す処理が行われていることが確認できる。

さらに、閉鎖登記簿謄本により、A社は、請求期間において法人の事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

加えて、オンライン記録によると、A社の当初の全喪処理は平成7年3月7日に行われたと推認され、同年3月31日には、全喪日を同年3月7日から平成6年3月31日とする遡及訂正処理が行われており、さらに、同社について「不納欠損ズミ」と記録されていることを踏まえると、これらの全喪処理及び全喪日の遡及訂正処理は、同社が社会保険料を滞納していたことを理由とする一連の処理であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成7年3月7日とする処理、また、同資格喪失年月日を平成6年3月31日に遡及して訂正する処理を行う合理的な理由はなく、請求者は請求期間において厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成7年4月1日とすることが妥当である。

また、平成6年3月から平成7年3月までの標準報酬月額については、A社における遡及訂正処理前の標準報酬月額から、平成6年3月から同年9月までは34万円、同年10月から平成7年3月までは36万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2300019 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (国) 第 2300010 号

第 1 結論

平成元年 6 月から平成 29 年 * 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年 6 月から平成 29 年 * 月まで

平成元年 6 月頃から父の会社 (A 社) で仕事をしており、国民年金保険料が給与から控除されていた。また、国民年金の加入手続及び保険料の納付については、母が行っていたはずであるが、請求期間について納付記録がないのは納得がいかない。調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間について、国民年金の加入手続及び保険料の納付については、母が行っていたはずである旨主張している。

しかしながら、請求者の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする母は療養中につき、それらの状況を確認することができないほか、請求者は、当時の保険料納付方法等についてわからないとしている。

また、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に被保険者の固有の管理番号である国民年金記号番号 (平成 9 年 1 月以降は、基礎年金番号) の払出事務が必要であるところ、社会保険オンラインシステムにより、請求者の氏名及び類似の氏名を検索したが、請求者に基礎年金番号 (令和元年 9 月 26 日付番) とは別の国民年金記号番号が払い出された形跡は確認できない上、B 市は、もし、請求者からの加入手続があれば電子データが作成され、現在まで引き継がれるが、請求者のデータはないことから、加入手続は行われていなかったと思われる旨回答していることにより、請求者の国民年金加入手続は行われていなかったと認められ、請求期間は、国民年金に未加入であり、制度上、請求者は、当該期間の国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者は、戸籍の附票により、請求期間において B 市以外に住民票を異動していないことが確認でき、請求期間は * か月と長期間であるところ、同一市町村において、これほど

長期間にわたり同一人の国民年金の加入及び保険料の納付に係る記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

なお、請求者は、自身の国民年金保険料の納付について証言ができる人物として、妹及び長女の氏名を述べているところ、両名は、請求者の請求期間に係る納付方法等については具体的には記憶していないとしており、国民年金保険料の納付について確認することができない。

そのほか、請求者が請求期間について国民年金に加入していたことをうかがわせる資料及び請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。